

弘前藩の刑法典（二十二）——文化律——

橋本久

目次

はじめに

一 安永律

〔第六号〕

付1 『御刑罰御定』（安永律）

〔第十三号〕

付6 『要記秘鑑』三十三 安永四年八月二十六日条

〔第二十号〕

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』

〔第七号〕

(二) 『寛政律』 (その一)

〔第八号〕

(三) 『寛政律』 (その二)

〔第十一号〕

(四) 『寛政律』 (その三)

付2 『隠商過科定牒』

付3 『人別方御用取扱条例』『人別調方取扱条例』

〔第十三号〕

(五) 『寛政律』 (その四)

補訂1 『藩法史料集成』所収「弘前藩御刑法牒」

〔第十四号〕

(六) 『寛政律』 (その五)

付4 『諸取引御触書』『公義御書付留』『公義御触書留』

付5 (参考) 『公事訴訟取捌』

〔第十五号〕

(七) 『寛政律』 (その六)

〔第十七号〕

(八) 『寛政改正御刑法帳』

〔第十九号〕

(九) 『寛政改正 刑律』

〔第二十号〕

付6 『要記秘鑑』三十三 〔第十七・十九・二十号〕

- (十) 『寛政九年 刑法』 [第二十一号]
- (十一) 『法律秘略』 [第二十二号]
- 付7 『要記秘鑑』 三十四 [第二十一・二十二号]
- (十二) 『寛政律』
- 付8 『御用格』 二十一 [第二十三号]
- (十三) 『和律』
- 付9 『御用格』 二十二 [第二十五号]
- (十四) 『御用法牒』
- 付10 『御用格』 二十三・二十四 [第二十七号]
- (十五) 『刑律』 [第二十九号]
- (十六) 『旧津輕藩 刑法』 [第三十一号]
- 補訂2 『隠商過料定牒』
- 三 文化律
- (一) 『刑法』 [第三十二号]
- (二) 『御刑法牒』 (その二) [第三十三号]
- (三) 『御刑法牒』 (その二) [第三十五号]
- (四) 『御刑法帳』 [本 号]
- (五) 『文化律』

三 文化律

(四) 『御刑法帳』

凡例

- 一 原本は弘前市立図書館所蔵本を用いた。
- 一 字体・字配りは、できるかぎり原本にしたがった。
- 一 異体字・変体仮名については、かならずしも原本通りではない。
- 一 原本の行末が次行に及んだ場合は、行末を示すために「」をくわえた。
- 一 原本の丁数・表裏を各終行末に「」で示した。
- 一 便宜上、各條に一、二、三、……等の数字を付した。
- 一 塗抹の箇所は、左に「」を付した。
- 一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。

〔表紙〕

御刑法帳

〔縦 23.2cm 横 17.0cm〕

〔表紙見返〕

〔朱書〕
「此書ヶ条省略有之其段ハ寛政律ニ書入置候間見者參合して可論」

御刑法帳

目録

- 〔五書〕 二 一 悪黨者訴人之事
- 三 一 借金銭分散申付方之事
- 〔五〕 二 一米金銭貸借捌之事
- 〔四三〕 四 一家賃金滞日限定

〔四四〕

- 〔五〕 二 重質ニ重書入ニ重質
- 〔四五〕 六 一 以偽證ニ米金銭貸借致し者
- 〔七〕 一 關所可成田畑家屋敷を隠置ハ村役町役御仕置之事
- 〔四九〕
- 〔八〕 一 人別帳ニも不加他ノ者を差置ハ者御仕置之事
- 〔五〇〕
- 〔九〕 一 傾ハ旅人を宿送致し者
- 〔五一〕 一 一 誤證支押而取申問敷事
- 〔二二〕
- 〔十〕 一 舊惡御仕置之事
- 〔三三〕 一 王 一 輕き惡事有之者出牢之未及俗事
- 〔二九〕
- 〔朱書〕 〔名目重ク相聞ヘハ共實ニ 于四一 吟味ノ内外ノ惡事相聞ハ 於テハ強テ入ノ害ニ不成者 其旧惡御定ノ外不及相糺事〕
- 〔三一〕
- 〔十一〕 一 罪科輕重格別之事
- 〔三〇〕 一 一 關所之事
- 〔二八〕
- 〔十二〕 一 身代限申付方之事
- 〔二九〕 一 一 隠田畑御仕置之事
- 〔三三〕
- 〔十三〕 一 田畑實入年賦引當小作取捌之事
- 〔三四〕
- 〔十四〕 一 田畑實地年賦引當等ニ而借用之米金銭滞濟方日限定
- 〔三五〕
- 〔十五〕 一 田畑押領御仕置之事
- 〔三六〕 一 一 田畑家屋敷共坪違讓渡し者
- 〔三七〕
- 〔十六〕 一 双方申合勝手ニ寄田畑等替所持之事
- 〔三八〕
- 〔十七〕 一 銘々持抱田畑潰地ニ致し者
- 〔三九〕 一 一 青田を賣渡し者
- 〔四〇〕
- 〔十八〕 一 抱テ田畑分地致讓渡し者
- 〔四一〕 一 一 御關所忍通し者
- 〔四一〕
- 〔十九〕 一 立帰者御仕置之事
- 〔四二〕 一 一 隠津出并隠荷揚致し者
- 〔四五〕
- 〔二十〕 一 廻船荷物出賣出買并船荷物押領致しもの
- 〔四六〕
- 〔朱書〕 〔卅ノ下ニ難船ノ節乱妨イタシし者〕
- 〔二十一〕 一 盜賊御仕置之事
- 〔五九〕 一 一 度々盜致し者
- 〔六三〕
- 〔廿二〕 一 盜人を搦捕不訴出者
- 〔六四〕 一 一 盜賊ノ宿致し者
- 〔六五〕

資 料

- 三三 一盜物質三取れ者并預りれ者又賣致れ者 (六六)
- 三四 一金子遺捨れ飛脚 (六八) 一火附 (三五)
- 三六 一牛馬盗入 (七〇) 一盗袖 (三七)
- 三八 一田畑之穀物を盗取れ者 (七四) 一謀書謀判致れ者 (七六)
- 四一 一巧事重手者たり事致れ者 (七七) 一入ヲ引引れ者 (七五)
- 四二 一役人を似候者 (七九) 一帯刀致候百姓町人 (七九)
- 四三 一似甘葉種商賣致候者 (八三) 一賈秤賈升ヲ拵れ者 (八二)
- 四四 一賄賂受斗而不服御無者 (八四) 一賈秤賈升ヲ拵れ者 (八二)
- 四六 一不筋之財物を取れ者 (八五) 一拾物致し訴出者 (八九)
- 四八 一捨子之義付御仕置之事 (二二七) 一博奕 (二三八)
- 五二 一無宿者御片付之事 (三三九) 一御裁許不請者 (二四〇)
- 五三 一不縁之妻を理不盡奪取れ者 (四一)
- 五三 一變死之者内證三而拵れ寺院 (四二)
- 五四 一倒死并手負病人拾物等有之不訴出者 (四三)
- 五五 一以宿意主人或主人之親族を殺又ハ為手負れ者 (四九)
- 五五 一以宿意親或ハ親族ヲ殺又ハ為手負れ者 (五二)
- 五六 一離別之妻江疵付候者 (二〇三) 一弓鉄炮ニ而人を殺す者 (二〇三)
- 五八 一辻切致れ者 (二〇六) 一僧侶人を殺拵付れ者 (二〇七)
- 六二 一匪盗入殺突内許者 (二〇八) 一家焼失之節親并人を焼拵れ者 (二〇八)

- 六三 一訴訟御仕置之事 (二二七) 一審通御仕置之事 (二二三)
- 六四 一御留場ニ而鳥殺生致れ者 (二二三) 一於御停止場鉄炮を打れ者 (二二三)
- 六六 一徒刑之者再犯 (二三七) 一御仕置仕形之事 (二四五)
- 六八 一人相書を以御尋三可成者 (二七) 一死骸塩漬可致者 (二八)
- 七二 一拷問可申付者之事 (三二)

〔目次ニウ〕

〔宋書〕 一〇 惡黨者訴人之事 (一九)

一惡事有之者を召捕差出れカ又ハ訴出る時右訴出れ者も惡事有之由惡黨者相互ニ申掛れ共猥ニ相糺申間敷れ若本人重き惡事を證據慥ニ申ニおゐてハ双方可致僉義事

〔宋書〕 二〇 米金錢貸借捌之事 (四二)

一米金錢貸借前々御触出之趣并享和三癸亥年十一月文化二乙丑年十月御觸直之趣を以て取捌可申事
御定書附酌 一祠堂金 書入金 立替金 先納金 手附金 職人手問賃錢 諸道具類證文ニ而金子借れ類 諸物賣渡證文ニ而金子借れ類
右之分願申出れ節八借人僉義之上濟方日限定左之通 (二〇)

一 錢五〇目以下 三十日限 同五〇目已上 六十日限
一同十〇目已上 百日限

右之通濟方申付日延等願申出ニ於テハ時宜ニ應シ日延申付其
上濟方不埒トハ、身代限可申付事

但濟方申付トモ不埒之輩有之トハ、急テ咎可申付事且又
不埒之貸方之類ハ遂吟味品ニ寄貸主も可相咎事

御定書
連判之證文有之諸道具

仲間事ニ付無取上

御定書
徳用割合請取ト者

右同
一 無盡金錢 證文有之共仲間ニ相成トニ付取上申間敷事

右同
一 日寄附込帳ニ記ト借金印形無之分 無取上

右同
一 宛所并年号無之證文 無取上 (二ウ)

右同
一 證文之末利足定書載有之其所ニ印形無之利足 無取上

一家質金質地金并諸借金宛所違之ヲ以證文於訴出ハ 無取上

但證文讓受ト由申ト共證據無之者ハ取上申間敷事

御定書
一 凡而家質并諸借金出入訴出ト節式歩已上之利足トハ、式歩

ニ直シ濟方可申事

御定書
〔三三〕 借金銀分散申付方之事 (四三)

一 金銀借方之者身代分散之節貸方之内少々不得心之者有
之ト由願出トハ、分散請ト様申付若不得心ニトハ、得心之者斗五分

散割合為相渡可申ト尤借方之者身上持次第割合請ト者も

不請者と一同ニ追而相掛ト様可申渡事

右同
一家質金 何ケ年已前ニ而も金高ニ應シ濟方可申付事

但日限之上於滞ハ家質可為相渡日限之内ニ宿賃も濟

方可申付ト尤年期之内ニ而も宿賃滞ニケ月過訴出トハ、取
上可申事

御定書
〔四四〕 家質金滞日限定 (四四)

御定書
一 錢老貫目以下 卅日限 老貫目已上 四十日限

一 三貫目已上 六十日限 五〇目已上 八十日限

一 拾貫目已上 百五十日 公
三十兩已上ハ六十日キリ
三十兩已上ハ四十日キリ

但拾五〇已上ハ見合日限可申付事

右同
寺附之品書入又ハ賣渡 借主退院

以證文金子於貸借ト者 證人寺院トハ、禁足俗人トハ、戸

但銀主ハ不埒之貸方ニトハ、濟方不及沙汰

御定書
一 以礎成質物借ト金錢 家質ニ準金高ニ應シ濟方日限可申付

但日限之上於滞者質物流シ可申付事

御定書
為替金不相渡不埒之訳 自分預之物私曲之ケ条ヲ以て刑

銀主ヲ於申出者 を加可申事

一 家質并諸借金有之者 上ノ諸拝借有之上納相立不申家藏家敷 上へ御取上被仰付外銀主へ分散物無之借方不埒之者盜賊準三等を減刑を加可申事尤三十敲十里追放^二而許可申事

〔五〇〕二重質二重書入二重賣御仕置ノ事 〔四五〕

一 田畑屋敷二重質入致^レ者 質入主 廿四敲五里追放 名主村役 十八敲所拂 加判人 所拂

但二重書入も同断田畑屋敷建家等ハ初之銀主江相渡後之銀主へ^ハ家財取上可相渡尤名主村役加判人馴合禮金取^レハ、廿四敲五里追放後之銀主乍存質地出入等證文取^レニ於^テハ三里追放

右同 一 諸商賣物代金請取其品不渡 錢老貫目^ニ已上雜物代

外江二重賣又ハ取次可遣品質二置 錢三積り老^レ目已上 并賣拂或金錢横取致^レ者 死罪

但先入牢申付代金又ハ商賣物^ニ而なりとも於相濟^ハ老^レ目 已上ハ三里追放老^レ目已下ハ所拂

右買取^レ者若不念之仕方於有之ハ其品取上可申事

〔六一〕以偽證文米金錢貸借致^レもの御仕置之事 〔四八〕

〔御定書〕 一金錢借用之證文及露頭候而ハ難立筋又ハ支配頭 死罪 或ハ申訳難立者ニ名を偽文言之内へ書入金錢借^レ者 〔三〇〕 但右之趣乍存貸^レ者死罪

〔宋書〕 〔七〇〕關所ニ可成田畑家屋敷ヲ隱置^レ村役町役御仕置之事 〔四九〕

〔御定書附〕 關所ニ相成田畑家屋敷 村役名主役義取放過料三^レ文 五軒組合過料三貫文 在於隱置^ハ

但不存ニおゐ^テハ叱^リ 公名主輕追放組頭所拂

〔五〇〕

〔宋書〕 〔八〇〕人別帳ニも不加他之者差置^レ者御仕置之事 右同 人別帳ニも不加他之者 差置候者 戸^レ廿日 名主村役 叱^リ

〔御定書〕 差置^レ者 〔九〇〕

〔御定書〕 當人并差 置^レ者所 拂名主重 過料組頭 所拂

〔宋書〕 〔九〇〕煩^レ旅人ヲ宿送致^レ者御仕置之事 〔五一〕 右同 煩候旅人療治を不加上 旅籠屋所拂

一 惣て吟味事之内外ニも悪事有之趣相聞江_レ共旧惡不被免
品々ハ格別其餘之悪事ハ不及沙汰最前_ニ取懸_テ吟味_ヲ詰
相應之御仕置可申付事 (五之)

(宋書(一五〇)) 關所之事

(一八)

一 關所之事寛政之御例 敲三千已上利欲ニ拘_レ科ハ其利欲之輕重ニ依田畑
或ハ家屋敷家財等關所可申付事重罪ニ而も利欲に不拘者
ハ其ヶ条之處ニ出_レ外關所不可致事

△御定書ニ

磔 火罪 獄門 死罪 遠島 重追放

右御仕置申付_レ者ハ田畑家屋敷家財とも欠所可申付中追
放田畑家屋敷關所輕追放ハ田畑斗欠所可申付家財ハ中
輕共不及欠所吟味之内致病死_レとも吟味詰御仕置可申
付者ハ決置_レ上致病死_レハ、伺可成筋之御仕置之者伺之上
欠所可申付事 (六才)

但下手人ハ不及欠所此外專利欲に拘_レ類ハ江戸十里

四方追放并所拂ニ而も田畑家屋敷關所可申付貪たる儀
於無之ハ不及欠所

右之通ニ御座_レ得共關所之義ハ寛政之御例之通ニ而可然存_レ
御定書 一 百姓田畑家財共欠所ニ相成_レ節田畑實地ニ取置_レ旨申出_レハ、

證文吟味之上村役聞届之印形相違於無之ハ質入之

田畑拂代金之内を以て質ニ取_レ者ハ元金可相渡金高不足
ニ而_レハ、地面ニ而可相渡事若又年貢滞有之_レ者右質入
之地面拂代金を以て先年貢引取質取_レ主ハ殘金之
内_レ以て元金可相渡尤金高不足之分ハ銀主可為損失事

但年貢滞ニ限_レ上_ニ諸拝借等多有之百姓田畑欠所ニ相成
候質ニ取置_レ旨銀主_ヲ申出_レ而も上_ニ之諸拝借上納分ニ

引足不申分ハ銀主之損失たるへき事

御定書附的 一 御仕置に成_レ者關所之節當人貸置_レ金子并賣掛金子手
形帳面等有之_レ共借主_ニ不及上納事

但借主右金子之義ニ付不埒之義御座_レハ、取上可致上納事
右同 一 町在共ニ家屋敷質ニ入_レ者御仕置ニ成右家屋敷欠所之節
金子請取度旨願出_レハ、證文吟味之上村役町役未印相違無
之ニおゐ_レハ質地田畑同前可申付事

但上_ニ諸拝借有之取上之家屋敷上納分ニ不足分ハ銀主
損失たるへき事若殘金有之_レハ、銀主ハ可相渡事

(宋書) 一 十五〇 身代限申付方之事 (七才)

御定書附的 一 田畑家屋敷家財 取上 (一九)

但他ニ家藏有之_レ分も取上尤銀主立合吟味之上金高不足

候ハ追而身上成立次第可相渡旨申付金高ハ餘分於有之ハ滞金に應し為相渡可申付田出米滞身代限申付小節田畑屋敷ハ銀主ハ渡置ト上年々作徳を以て滞金相濟ニおゐてハ地所ハ地主江為相返ト事

響ハ私田畑證文上置申付錢金何程御貸被下ト処返済之義八年々田

右同 上ト田出増米一反歩何程ト、御返済可申付借金致右不返済之者を云

一借家者ニトハ、家財取上

但地借ニ而家作自分ニ致シトハ、家并家財共取上可申事

〔朱書〕
一隱田畑御仕置之事

寛政ノ御例酌
一隱田畑所持之者 隱田畑御取上ケ一年分之年貢代錢ニ差

積御藏之財物を盜取トケ条ニ準シ

作徳米ト申トハ無之隠たる
反歩之年貢なり

但作徳米於所持之者一年之年貢為差出可申事

御俵見之節惡地杯 老反歩五反歩迄五畝五反歩毎ニ
振替見せト者 一等重く可申付事尤高多トとも

十五畝ニ而許可申事

〔十七〕
一質地并年賦田畑年限中ニ 年限期明キト日ハ六ヶ月過訴出

御定書酌
一質地并年賦田畑年限中ニ 年限期明キト日ハ六ヶ月過訴出

定之米錢返済無之トハ、候ハ、流地六ヶ月迄ハ請戻可申付事
田畑可相渡之證文

公年期明十年過ト質地流但流之文言無之證文八年季明キ十ヶ年ノ内訴出トハ、濟方司申付トアリ左ト却テ公事好等之扱モ可有故酌又公一ヶ季二年期明キ未受戻トハ、流地下申部ハ二ヶ月シキトハ、流地トナリ

右同 但引當地證文も右同斷

一年賦引當田畑一旦沙汰之上銀主ハ借用之米錢日限を以て濟方

申付ト後不相濟トハ、地面銀主江可為相渡事

右同 一又年賦又引當田畑元 元地主ハ返済方可申付事

地主加判有之ト證文

但又年賦又引當借増之分ハ又年賦又引當致ト者ニ返済方可

申付事 假令ハ田畑一反歩年賦引アテ等ニ差遣錢ヲカレト時其貸タルモノ又外ハ其證文

ヲ以て錢ヲ借りト時取扱ノ義出来ト得ハ田畑ハ最初ノ地主ト後ノ出銀ノ

者ハ差遣可申ナリ又入ノ銀主借トケハ又入ノ者ヨリ可差出事左トハ田畑ハ

損徳ナシ元地主ト返リナリ是ハ又入ノ節最前ノ地主又入ノモノト相談ニテ致シ

タル事故如此サハク

一寺社知行地并御除地屋敷等 譲渡或ハ質ニ入ト寺社

一寺社知行地并御除地屋敷等 譲渡或ハ質ニ入ト寺社

但知行地寺社所持之分ハ 譲渡年賦引當等ハ御藏地定

定之通可申付事

〔八ウ〕
公二江戸ヨリト里過取モハ重過料トアリテ
過料ハ定スラズ

右同

小作證文無之共年賦證文

小作人之儀書加有之ハ、

田方ノ年賦ニ米錢ヲカリ其田粵ヲ自分額
リ作付節

年賦米錢立増米共返済可申付

公買地日限ノ通申付其止滞ハ、身代限可申付ト
アリ小作ト、ヨリテ身代限モ可否

右同

一田畑田出増米滞ト者

御定日限之通申付其上相滞トハ、
身代限可申付事

但家守小作米錢とも滞ト者當人共濟方申付其上
滞トハ、兩人共身代限可申付事

〔古書入〕
廿五俵以下ハ卅日
キリ已上ハ六十日
キリ段々アリ

年季之内ニハ、定法之通證文任

直させ年賦置主叱リ

一年賦田畑之年貢斗銀主

年賦取主過料三貫文

〔書入〕「引當ト違先借不調達ニテ證文ハ

銀主ヘ押ラレ田届共銀主ノ手ニ入
タル事ナリ」

加判人并役迄過料壹貳百文ノ、

但年季明キトとも六ヶ月之内ニハ、地面可為請戻年季明キ

六ヶ月過ト出入ニハ、銀主地面為相渡本文之通叱可申付事尤年貢

諸役共銀主相勤ト様證文為仕直可申事

〔九才〕

〔古書入〕
八公

年季明キトテケ

月過トハ、定法ノ
通流地申付トアリ

年季明キトハ、地
面可為受戻トアリ

右同

一永代渡之田畑ニも前条之通證文有之分ハ右同断仕直可申付事

〔書入〕
年季明キ六月之内ニ有之ハ、受戻付様
可申付事六ヶ月過ト出入ニ有之ハ、内返

濟ノ米錢地主ヘ為相返流地右ノ外ハ證
文ヲ以テ時宜御沙汰被仰付様 四奉行

御定書脚酌

一年賦引當ニ取置ト地面故半分直段ニ致シ

年賦地之高不殘年貢諸役共三元地主相 前条同断

勤候證文

但書前条同断

〔古書入〕
「強欲ノ仕
方也重過
料ニ可然
カ」

一質地田畑年季中元米錢

借高之内返済致年季明キ残

米錢有之由於及出入者

内返済之米錢年割ニ致シ壹ケ年返

濟致ト者ハ一ケ年延右ノ格ニ而年延ニ為

致年限中受戻ト様申付其上返

濟滞トハ、内返済之米錢地主

ヘ相返せ地面ハ銀主可為相渡事

〔書〇〕「隠田畑ハセツ盗ニ準重シ 用捨可致事」

〔書一〕「隠田畑ハセツ盗ニ準重シ 用捨可致事」

但年来之小作米可令返事

〔廿〇〕田畑屋敷共坪違讓渡者御仕置之事 〔三七〕

追加 一田畑屋敷共坪違讓渡者 證文之通地面相札請取人江相渡者
〔書一〕「私曰不吟味ノ料ハ隠田畑坪違檢見ス
イトモ雖不免カシ田畑ハ自然ニヒラフ
坪違ノ年限ノ事讓渡之坪違ハ
永世ニカ、リ御帳ノクルヒ不軽ノ罪也
故ニ不吟味ノ罪アリ」

上渡之人所持之田畑取上十八畝所拂
村役ハ役義取放過料者ハ八百文加
判之者過料者ハ五百文 〔二一才〕

但當人老人之手段ニ而村役加判人雖不存不吟味之故を以
過料六百文ツ、

〔三三八〕

〔廿一〕〇 双方申合勝手ニ寄田畑所持之者御仕置之事

追加 一 双方申合勝手ニ寄田畑 御本帳之通請取渡之證文ニ仕

一 所替所持致居者 直サセ双方共叱リ

〔廿二〕〇 銘々持抱田畑潰地ニ致者御仕置之事 〔三三九〕

右同 一 銘々持抱田畑之内申立無之 本人五畝村役過料九百文如本仕直可
勝手ニ寄堰并街道ニ致者 申付事尤無止事子細有之分ハ其節

愚案コノ刑重シ年貢毛欠目ナシ 願出ニ寄時宜御沙汰之事
利欲ニ為ニテラス戸ハ叱ニテ可然也

但其身老人之堰街道ニ無之數人申上之上抱六斗之堰并作場邊
等ニ致置者過料三貫六百文其外本文之通 〔二一才〕

〔廿三〕 青田ヲ賣渡者御仕置之事 〔四〇〕

右同 一 青田を仕付之假ニ而賣渡者 實渡者錢高半分ツ、双方過料
可申付事

愚案不當貧究至極ノ者故右如ク
青田ヲウリ然ルヲ過料ニ其者ニ預
ケ付ハ不作ナルヘシ外ニ番ルヘシ

〔廿四〕 一抱之田畑分地致讓渡者御仕置之事 〔四一〕

一抱之田畑分地いたし他江 賣人買人共十五畝村役過料者
讓渡者 八百文地面ハ買戻サセ可申事

但一抱之田畑分地之義古来御制禁ニ御座者得共何と那く相
緩ニ村役聞届之上勝手次第讓渡ニ相成罷有ハニ付御再檢同様
地面御改後ニ無御座者ハハ迎も難相改奉存ノ間夫迄之内御咎メ
御宥免被仰付様重而地面御改之後分地仕者ハ本文之通
被仰付候様 〔二一才〕

〔廿五〕御関所忍通_レ者御仕置之事 〔五三〕

寛政ノ御例酌
御関所ヲ忍通_レ者 十五敲

右同
一山越致_レ者 十八敲所拂

右ケ条御定書ニ関所難通類山越等致_レ者磔同案内致_レ者
磔同忍通_レ者重キ追放与御座_レ右関所難通類山越等致_レ
者磔与御座_レ儀其身罪科等有之_レ又御停止物等持通_レ
て御切手紙願難差出_二付御関所山越等致_レ者可有御座_レへハ
敲科三可被仰付義与奉存_レ乍然罪科無之御関所忍通_レ
力又ハ山越致_レ者ハ死罪に至_レ程之儀ニ無御座_レ様奉存_レ付
前書之通沙汰之上相定申_レ尤罪科有之者御関所并山
越等致_レ者之義ハ 〔二二ウ〕

公儀御定ニ習_レハ敲科ニ沙汰仕末々之ケ条ニ差出申_レ

〔廿六〕立歸者御仕置之事 〔五四〕

御定書安永寛政ノ御例酌
科有之追放被仰付_レ後 最初御仕置_レ一等重_レ可申付事

一御構之地へ立歸_レ者

安永ノ御例不和合ニテ町内村所追放ノ者立歸_レへハ鞭追科有之追放ノ者立歸_レへハ輕キ
者ハ中追放_レ中ノ追放ノ者立歸_レ少も悪事有之時ハ斬罪_レ追放ノ者御関所忍通又ハ
脇道イタシ立歸_レへハ獄門身上柄ノモノ借込_二テ入奔立歸_レへハ鞭刑追放
但立歸_レ後徒刑ニ當_レハ惡事致_レ者死罪

寛政ノ御例
一惡事有之出奔致其後立歸居_レ者 本罪_レ一等輕_レ可申付事

但本罪輕_レとも山越致立歸_レ者ハ斬罪御関所忍通_レ者ハ

鞭三十里追放 〔書八〕 御家中又者等欠落立歸主人ヨリ
申出有之_レへハ八斬罪

右ケ条安永ニ重追放与被仰付_レ者御関所忍通又ハ脇道等致_レ 〔二二エ〕

立歸_レ者ハ獄門与御座_レ得とも評義之上前条之通相定申_レ
忍通_レ者ハ 〔廿七〕 御関所タトヘ

死罪ノ者

○御用人

御定書酌
一右同立歸惡事致_レ者 本罪_レ二等重_レ可申付事

但鞭三十里追放以上之惡事致_レ者死罪

右ケ条御定書ニ旦追放ニ成御構之地江立歸あはれ_レ者

死罪与御座_レ得共斟酌仕前書之通相定申_レ

〔廿七〕隠津出并隠荷揚致_レ者御仕置之事 〔五五〕

△隠津之刑御定書ニハ無御座_レ安永ニハ品物取押過料又ハ
追放与御座_レ寛政ニハ品物取押十五敲尤米式百俵已上ハ家財
關所与御座_レ然ハ米老俵差出_レ者も百俵差出_レ者も十五敲
ニ而ハ相當不仕様奉存_レ殊ニ御國表ニ而隨一之御締合与奉存_レ
間左之通被仰付_レ様 〔二二ウ〕

資 料

寛政ノ御例斟酌
一 隠津出致_レ者米拾俵已下
品物取押十五敵

一 同 拾俵已上
右同十八敵所拂

一 同 五拾俵已上
右同廿一敵三里追放

一 同 百俵已上
右同廿四敵五里追放

一 同 百五拾俵已上
右同廿七敵七里追放

一 同 貳百俵已上
右同三十敵十里追放家屋敷家財欠所

一 隠津出之宿致_レ者
本人同罪

一 五軒組合之者共
五軒組合四軒ヨリ過料六_〇文

〔書△〕隠津出二百俵已上家屋敷家財欠所与御座_レ得共其仕振_ニヨリ田畑家屋敷御取上
家財欠所不被仰付_レ而八御締合相立不申_レ間確數_ニ不抱家屋敷田畑御取上家財欠所与時

宜御沙汰被仰付_レ様 ○四奉行

〔二四才〕

但百俵已上隠津出致_レ五軒組合之者共過料拾_〇文尤
村役過料之定凡例_ニ有之
〔書△〕村長戸ノ代過料六百文町役五日戸ノ
格別不吟味_ニ付_レ八過料増戸_ノ増

△右五軒組合之者過料之儀是迄十五敵之贖六_〇文ツ、上納被仰

付罷有_レ得とも本人前書之通御定被仰付_レハ十八敵之贖十_〇文

文同廿一ハ一五_〇文同廿四ハ拾八_〇文同廿七ハ廿七_〇文同卅

ハ貳拾四_〇文ニ御座_レ右贖五軒組合_ニ差出_セレ_レ而八過分之過料

ニ付難義之者とも上納難相成却而御取扱_ニ相成可申哉与奉存_レ付

間前書両条ニ相定申_レ付

寛政ノ御例斟酌
一 隠津出米取賦_レ者

寛
一_〇二百文

過料老_〇八百文

旅人_ニ付ハ、隠積之品御取上ケ入津

御差留御領内之者_ニ有之_レ付節者

本人同様之御仕置船取上ケ可申事

水主之者過料老_〇八百文ツ、

隠荷揚之品物取押入津御差留

家業取放十敵

寛政ノ御例
一 旅船隠荷揚致_レ者

一 隠荷揚相對致_レ付問屋

〔寛
一_〇二百文
ヘン六〕

△右ケ条寛政ニ相對致_レ付問屋鞭六ト御座_レ得とも一等等相定申_レ付

△安永ノ御例ニ御停止物隠津出致_レ者重キハ死罪輕キハ鞭刑追

放隠荷揚右ニ準御沙汰之事与御座_レ得とも前書御定之外

死罪等被仰付程之隠津出隠荷揚之義ハ時宜御沙

汰被仰付可然奉存_レ付

〔五八〕

〔宋書〕
一 船荷物出賣出買并船荷物押領致_レ者御仕置之事

御定書斟酌
一 船荷物出賣出買致_レ者 賣買ノ品物代錢ニ差積過料

旅人_ニ付ハ、賣買之荷物代金取上ケ

入津御差留

御定書
但荷物代金共三取上ケ問屋附之荷物三有之ハ、荷物問屋ニ可相渡事

御定書
打荷或ハ破船与偽荷物

船頭 獄門 上乘同罪

押領致イ者

水主入墨之上鞭十五

但吟味之上浦證文ハ有之共類船無之差而痛不申ハ出致荷

御定書
打ハニおゐてハ船頭過料十貫文上乘同三、文水主無搆

御定書
遭難風致荷打殘荷物を盗ハ船頭与

死罪

馴台湊方相欺キ浦證文等取遣配分取イ者

△右ケ條御定書獄門此次之ケ条ニ盜荷物預置イ者死罪与御座イ得共

元来此ケ条ハ船頭殘荷物を私曲為可致頼合ハ出イ罪人ニ御座イ

間船頭ハ本人ニ付重罪ニ御座イハ其時ハ同類ニ御座イ間死罪一(五)等許

可申者ニ御座イ乍併湊方を相欺キハ儀不埒之者ニ対死罪ニ仕其外之

同類ハ等ツ、輕ク申付イ方可然様奉存イニ付此度評議之上右之通

相定申イ

右同
同盜荷物自分土藏ヘ入預

徒壹年半三十敲

置配分取イ者

同船頭之者致馴台村中之

三十敲十里追放

右同
者ヘ申勸メ配分取イ者

同百姓之内重立致持賦

七十七敲七里追放

世話配分取イ者

右同
一同盜荷物配分取イ百姓

十敲

(二六才)

〔廿九〕盜賊御仕置之事

御定書
一都而盜取之品ハ被盜イ者在相返可申イ金錢遣捨イハ、可為損失盜物

取戻イとも科之無差別

御定書
一盜ニ忍入人を殺イ者

當人 磔

但同類之者助力不致イ者ハ盜賊を以沙汰可致事

御定書
一同疵付イ者

當人 獄門

但忍入イニ無之共盜可致与存人ニ疵付イ者ハ死罪同類之内助

力不致者ハ盜賊を以て沙汰可致事

△右ケ条寬政ニ磔と御座イ得とも本文之通ニ而可然奉存イ

一盜ニ入忍刃物ニ無之外ノ品ニ而人ニ疵付イ者 當人斬罪

但同類之者不致助力候ハ、盜賊ヲ以て沙汰可致事

一強盜可致与徒黨致人家ヘ押込イ者 財物を取イハハ不殘磔

御定書
一土藏ヲ破盜致候者

御二
財物を取不申イハハ不殘斬罪

御定書
家内ヘ忍入土藏破

財物を取イハハ不拘多少斬罪

等金高雜物ノ多少

三ヨリス斬罪

安二 土藏屋シテ切

財物を取不申イハハ徒壹年半三十敲

盜致イ者斬

寬二 十敲ヲ破或ハ盜ニ入次第

二ヨリテ入墨三十

一六十^〆文已上 同三十三里追放

一七十^〆文已上 徒半鞭三十

一八十^〆文已上 同一年同三十

一九十^〆文已上 同一年半同三十

一百^〆文已上 斬罪

右錢高を以て罪之輕重を定^レ事尤盜取^レ品幾人ニ而分けても分前之高ニ不拘盜取^レ本高を以て罪を加^レ事同類之者ハ一等を輕^ク可申付事

(二八ウ)

但僉義之節於數家盜取^レ義雖相頭只一家之盜高多を以罪を定^レ事米穀等ハ時々直段を以錢ニ直し品物ハ直打致サセ錢ニ差積可申事尤一夜ニ五軒以上ニ盜入錢高五拾^〆文已上之品物盜取^レ者ハ斬罪

公ニ家藏ヘ忍入旧惡ニハとも五度已上ノ盜イタシケモノ物不取得共引廻

一盜ニ忍入^レても品物盜取不申者ハ 五敲入墨許^シ之

但武士屋敷江忍入^レハ、二等重^ク可申付事

〔宋書〕 難船之節乱妨致^レ者御仕置之事 (一六二)

一難船等之節便ニ乘し乱妨致^レ者 十五敲十里追放

但取^レ物高多^レハ、盜賊之罪ニ等重^ク可申付事同類之者ハ

本人^ノ一等輕^ク可申付事

〔宋書〕 度々盜致^レ者御仕置ノ事 (一六三)

一盜賊入墨式度ニ及又々盜致^レ者 斬罪 (二九ウ)

△御定書ニ家藏ヘ忍入旧惡ニ^レ得共五ヶ度已上之度數盜致^レ者

物不取得^レとも引廻之上死罪家内ヘ忍入或ハ土藏等破^レ者ノ類

金高雜物不依多少死罪申ケ条も御座^レ然ハ五度ニ限り^レ儀

ニも無御座^レ聞寛政之御例ニ隨^レ常之盜賊ニ而も及三度ハ死

罪^ノ相定申^レ

〔宋書〕 盜人ヲ擲捕不訴出者御仕置之事 (一六四)

一盜人を召捕雜物取返 村役名主并當人とも

内證ニ而逃し遣^レ者 支配頭ニ而叱^リ

但死罪ニ成へき盜人を内證ニ而逃し遣^レハ、村役名主當人共

過料^〆文 (二九ウ)

〔宋書〕 盜賊之宿致^レ者御仕置之事 (一六五)

一追剥強盜之宿致候者 本人同罪

一盜賊之宿致^レ者 本人同罪

但財物を配分不致^レハ、一等輕^ク可申付事

△右兩ヶ条御定書ニ惡黨候者乍存宿致盜物賣拂遣又ハ質ニ遣

配分取_レ者死罪惡黨者_ニ存宿致_シ又ハ五七日ツ、滯留為致_レ者重追放但惡黨者_ニ被行_ハ、宿致者死罪_ニ御座候安永_ニ盜賊_ト存宿いた_シ盜物等取扱_レ候者鞭刑追放巧_ニ重キハ斬罪_ト御座候然_ハ御定書_ニも惡黨ノ宿_ト斗御座_レ而輕キ盜賊之宿致候者御片付之義相分不申御片付方違_ニ相成不申奉存_レ間寛政之御例之通本人同罪_ニ而可然奉存_レ

〔一〇才〕
〔六八八〕

〔宋書〕
〔三〕盜物質_ニ取_レ者并預_レ者又ハ賣買致_レ者御仕置之事
右同
一強盜并_レ而盜賊之盜物を_ニ存買候者品もの錢_ニ差積盜賊之刑_ニ輕_ク可申付事_ト存預置_レ者又_ニ一等輕可申付事

但品物之高多く_レとも十五蔽_ニ而許可申事若不存_レハ、御構無之品ものハ本人江返可申事

△右ヶ条御定書_ニ盜物_トと_ニ存世話致_シ配分_ハ不取者蔽_〇盜物_トと_ニ存預_レ者蔽_〇盜物買入墨之上蔽_〇存盜物_トと_ニ存又買致_レ者入墨之上蔽但年来此事_ニ加居_レ者死罪_〇盜物_トと_ニ存下直

二買取_レ者所拂_与御座_レ安永_ニ盜もの相調_レ者輕重_ニ而戸_ノ或ハ追放_与御座_レ然_ハ処買取質_ニ取_レも多少御座_レ間寛政之御

例_ニ隨_ヒ其品之多少_ニ寄刑を加候事可然奉存_レ
〔二〇才〕
一盜物と不存證人取之如通例質_ニ取吟味之上物盜之儀不存_レ記_ニ

決_レハ、證人三元金為償價物_ハ取返被盜_レ者_ハ相渡可申事
但證人も御仕置_ニ成金子可差出方無_レ之_レハ、質屋可為損金
事尤證人取不申_レ得_ハ質屋可為損失事
公_ノ但書_ニ證人無_レ之_レ不念_之
質_トリ_レハ、質ヤ損金其上
格可申付事

〔御定書〕
一盜物_ト不存品もの買取_レ者其品取返被盜_レ者江相返可申事尤證人を買買取_レハ、證人代金買主方_ヘ可相渡事
但被盜_レ品有處不相知代金盜人所持致_レハ、取上ヶ被盜_レ者_ヘ可相渡_レ尤盜もの買主_ニ取返_レ上代金盜人所持致候とも買主無念_ニ間右金子没収可致事

〔御定書〕
一盜物_ト不存買取賣拂_レ節_ハ賣先段々相糺代金を以買戻サセ被盜_レ者_ヘ相返せ盜人_ノ初發買取_レ者損金_ニ可申付事
但賣先不相知_レハ、初發買取_レ者_ノ被盜_レ者_ヘ代金_ニ而為償可申事
〔三才〕

紛失物町觸之節
品物錢_ニ差積盜賊之刑_ニ一等
輕_ク可申付事
〔御定書〕
一隱置_レ者
△右ヶ条御定書_ニ家財取上ヶ江戶拂_与御座_レ得とも是又品物之多少御座_レ故其多少_ニ隨_ヒ刑を加_レ方可然様奉存_レ

〔宋書〕
〔四〕金子遺捨_レ飛脚御仕置之事
〔六八八〕
一金子入之書狀請取途中 金高不依多少

二而切解遣捨け飛脚 引廻之上 斬罪

〔三五〕火附御仕置之事 〔三七〕 〔六九〕

〔三五〕火附御仕置之事 御定書安永寛政之御例 引廻之上火刑

御定書 但燃立不申けハ、引廻之上斬罪 〔三二〕

一人ニ被頼火を附け者 火罪

同類之者 火罪

火を付け者年を越於相頭ハ 火罪

火附を召捕又ハ訴人三出け者 御褒美人數之不依多少銀三十枚

遺恨を以火を付へき旨 三十敲徒式年

張札致又ハ投文致け者

△右ケ条御定書ニ死罪与御座け得共威之為一通之仕方ニ而火を付け真意ニ無御座けに付徒刑ニ而可然奉存け

〔三六〕牛馬盗人御仕置之事 〔七〇〕

安永寛政ノ御例酌 牛馬を盗取他領へ忍出け者并

御領内ニ而も賣渡け者 斬罪 〔三二〕

但御領内ニ而未賣渡け者鞭三十徒一年半

安永ノ御例酌 他領之悪者引入盗牛馬之手引致候者 斬罪

但於御領内馬取返けハ、手引致け者三十敲徒一年半

右同 一盗牛馬乍存買取け者 徒老年半三十敲

但不存買取けに於無紛ハ御搦無之

右同 一盗牛馬之義賣先相知けハ、本人江相返せ可申事

追加 一以手段牛馬を他領へ隠致け者 廿四敲五里追放

△右ケ条享和年中右躰之者有之廿一鞭三里追放被仰付

候類例も御座け間此度沙汰之上書加申け

〔三七〕 盗袖御仕置之事 〔七二〕

△盗袖之義安永ニ小屋懸等致泊山御留山ニ而盗袖之者斬

罪馬ニ付日帰盗袖背負荷日帰等之盗袖ハ鞭刑追放過

料鞭刑等時宜御沙汰与御座け寛政ニハ袖取之多少を以て

御藏之財物を盗取け律を以て刑を可加事与御座け然ハ

安永之御例ハ大略書寛政之御例ハ明密ニ御座け間寛政之

御例可然奉存け得とも是迄盗袖有之當人相知け分ハ袖取

之木品代錢ニ差積刑を加け得とも伐木も色々ニ而伐株斗

御座け分も有之積方等しく相成不申け間此度伐株三段ニ

仕分右三段之平均を以て刑を加けハ弁理ニて右躰積方

之輕重も相當可仕奉存け間已來左之通被仰付け様

一盗袖致け者袖取之株小口を以て寸面を取大ハ式間与致三段

ニ相定代錢ニ差積御藏之財物を盗取け以ケ条刑を可可申事

尤入墨ハ許之

竊利之義伐之代錢差積り權三十里遊取已上刑無御座
得八田畑家屋シ主家財欠所等不被仰付ヘ共其仕舞ヨリ欠所等不被仰付
ハ御締合相立申間敷數ニ不拘家屋敷田御取上家財欠所等時宜御沙汰被

仰付ナレバ ○四奉行

但一村申合盜袖有之不殘刑ニ行ハ難き節ハ贖等差出サセハ
時宜御沙汰之事

禮儀ニ寸已下ハ八冊權立直段差渡ニ寸四寸ニハ二間半木直段差渡
五寸ヨリ七寸迄ノ三口ハ式間丸太直段差渡八寸九寸ニハ二間五寸角
直段差渡尺其尺一寸ニハ二間六寸角直段已上ハ前書積リ以テ

伐株三段之直段定左之通

材割ノ管但杉ハ權ヨリ一割下ケ
雜木ハ家木ニ相成リ分三割下ケ
右ノ通被仰付ナレバ ○四奉行

一杉檜伐口差渡式寸已上

式間丸太直段

一同 五寸已上

六寸角直段

一同 老尺已上

六寸角一倍直段

右直段を以て相究可申事雜木ハ檜ニ割下ケ直段を

以て積可申事尤木品有之分ハ不殘取上可申事

一村役五軒組合過料定凡例ニ有之

一御留山ニテ柴薪伐取ト者

過料老ノ文 (二三ウ)

但伐取ト高多トハハ錢ニ差積一倍之過料上納可申付事

右同 御留山ニ無之ト而も御停止木伐荒ト者 前条同斷

但伐株ニ而木品無之節ハ雜木伐株積リ以て沙汰可致事

一一流木過木伐取ト者

過木取上ケ過料三貫文

但御極印打入已前過木賣拂トニ於ハ右代錢上納之上御藏

之財物を盜取トケ条を以て贖過料差出サセ可申事

△右ケ条寛政ニ山師共流木過木伐取ト者伐出之過木不殘取上

伐出之多少を罪を加ト御座ト得とも過木之義山師差圖を以

伐取ト斗ニも御座有間敷袖子共銘々伐取惣高之処ニ至過木ニ

相成義も可有御座在方ニ而も村方申立ニ寄流木伐取被仰付村

中之者銘々伐取ト惣高員數之處ニ而過木ニ可相成殊ニ流木之儀

ハ伐取相濟山中御極印打入之節過木相顯右過木不殘御

取上ケニ相成ト間過料一通ニ而可然奉存ト

追加 一杉檜末木盜取ト者 御定直段半分ニ致刑を加可申事

右同 山下村杉檜老本之代小杉百本ツ、

一山中伐荒有之當人相知不申節 植付雜木老本之代小杉五十本ツ、

植付可申事

但植付木之儀植付之多少ニ寄三ヶ年或ハ四ヶ年五ヶ年右年

迄ノ内年限相定メ植付可申事尤被仰付之年限ニ植付不

申節ハ伐荒相當之贖を以て過料上納可申事

△右ケ条寛政ニ山中伐荒有之科人相知連不申節ハ伐株之多少を

以て山下村過料可申付ト御座ト得共其後伺之通杉檜ハ老本

之代小杉百本雜木ハ五十本ツ、植付過料被仰付罷有ト処文化

元子ノ年被仰付ニハ植付木ニテハ御締ニ相成不申トニ付錢過

料之義御沙汰被仰付ト得とも左トハ山下及潰ト村等も可有

御座殊ニ植付木盛木ニ相成トハ往々之御益ニ相成ト付植付木
是迄之通被仰付右年限ニ植付不申トハ過料上納之義四奉行
沙汰之通被仰付罷有申ト

寛政ノ御例
一 無極印材木賣買致ト者
木品取上ケ之上盗物乍存賣買致
候ケ条を以刑を加可申事

〔采書〕
〔卅八〕 田畑之穀物を盗取ト者御仕置之事
〔七四〕
安永寛政ノ御例酌
一 田畑之穀物を盗取ト者
入墨之上盗賊之刑ニ三等重ク
可申付事

追加
一 野菜を恣ニ盗取ト者
盗品代錢ニ差積盗賊を以刑ヲ加可申事
〔二五才〕
但入墨許ト之

寛政ノ御例
一 柴草木石之類入功を以伐取
或積置トを恣ニ取ト者
右同断罪を定ト事

〔采書〕
〔卅九〕 人を勾引ト者御仕置之事
〔七五〕
御定書酌酌
一 人ヲ勾引他領へ賣出ト者 斬罪
但未賣出ハ鞭三十里放追
〔ママ〕

追加
一 同御領内へ賣渡ト者
徒一年半三十敲
但未賣出ハ廿七敲七里追放

右同
一 勾引ト者乍存買受ト者 賣渡ト者ニ等軽く可申付事

但於不存ハ御構無之
御定書酌酌
一 勾引ト者と馴合賣遣シ分前取ト者 本人之刑ニ等軽く可申付事
〔二五ウ〕

〔采書〕
〔卅九〕 謀書謀判致ト者御仕置之事
〔七六〕
安永寛政ノ御例酌酌
似せ印形似せ手紙或古手形を 入墨之上銭高を以て盗賊ニ等
〔二五ウ〕

安永四年ノ御例酌酌
一 取捨公私之物を取ト者 重ク可申付事
一 物取ニ無之申訳之為斗ニ役所向之手形を
謀書致有合之印形押ト類
十八敲所拂

△寛政ニハ盗賊ニ準シ一等を減可申事入墨許之与御座ト得共此
ケ条之罪ハ偽り品之罪斗ニ而利欲之心ニ無御座ト付御定書ニ随申ト
右同
一 同役同志又ハ町人同志右躰之申訳之
十二敲

為斗ニ役所向之手形ニ無之共謀書致ト者
〔七七〕

〔采書〕
〔四十〕 巧事語り事重キ祢たり事致ト者御仕置之事
御定書酌酌
一 語り品對上ト物 語り取ト錢五拾貫目已上 斬罪
〔二六才〕
但右已下ハ盗賊之罪ニ五等重ク可申付事

右同
一 巧なる儀を申掛五度已上 金高雜物多少ニ寄らす
金子を語取ト者 斬罪

料

但四度迄ハ雜物代錢之多少を以盜賊之刑を可申事
右同
一惣而催促ニ逢或ハ預ケ物等
三十敲十里追放

未ル人江申懸致疵付又ハ打擲致レ者

資

但刃物ニ而疵付レハ死罪
右同
一重キ役人之家来与偽語り取レ者
鞭十五

但取レ物高多き節ハ盜賊之刑を以て二等重ク可申付事

〔四十一〕 役人似セレ者御仕置之事
〔宋書〕
寬政ノ御例 (七八)

一在々通り役人を似せ往来之

三十敲十里追放
(二六ウ)

人馬賄等為差出レ者

但賄并人馬不為差出レ共帶刀之上役人与偽村方扱ニ相成レ者
ハ廿四敲五里追放

△右ケ条安永ニ在々通役人を真似馬觸等取拵往来之人馬賄
等為差出レ者ハ斬罪と御座レ得とも寬政之御例之通ニ而可然奉存レ

〔四十二〕 帶刀致レ百姓并町人御仕置之事
〔宋書〕
御定書附酌 (七九)

一自分と帶刀致罷有レ百姓町人
刀脇差取上ケ叱リ

〔四十二〕 贖秤贖舛を拵レ者御仕置之事
〔宋書〕
右同 (八一)

一贖秤拵レ者
獄門

但懸目ニ於テ相違無之ハ廿四敲五里追放
右同
一贖舛拵レ者
獄門
(二七オ)

但入目於無違ハ廿四敲五里追放

△右ケ条寬政三私ニ舛秤等を造リ并通用舛を増減致奸曲レ者
鞭六と御座レ然とも御定書ニ本文之通御座レ而舛秤贖造レ

義ハ御領内ニ限不申天下一統之御法ニ付御定書之通相定
申レ尤右之内贖舛之義在方商賣物ニ多相用レ得共一舛

贖秤と申ハ燒印等造り似せ拵穀物等奸曲仕レ右之義ニ可
有御座奉存レ在方抔之賣物ニ相用レ無極印舛ハ唯入物之大

小を以て直段高下相定レ迄ニ而贖舛与申ニ無御座レ間右等
之分ハ是迄之通ニ而可然奉存レ

〔四十三〕 似せ葉種商賣致レ者御仕置之事
〔宋書〕
右同 (八一)

一似せ葉種商賣致レ者
死罪
(二七ウ)

〔四十四〕 賄賂を請不筋之捌扱致レ者御仕置之事
〔宋書〕 (八二)

錢高五〆文已下六敲五〆文已上十
敲五〆文每ニ等ツ、重ク可申付事

不筋之捌扱致レ者
百貫文已上死罪之代三十敲徒二年
ニ而許可申事

寬政之御例酌
村役町役之類賄賂を受

不筋之捌扱致レ者
百貫文已上死罪之代三十敲徒二年
ニ而許可申事

但何人受け而も惣錢押合け高を以て罪を定事若其事重くハ、鼻眞偏頗を以人之罪を或ハ重し或ハ輕しハケケを以て刑を可申事

〔八四〕

〔宋書〕
〔四十五〕 賄賂を受け斗二而不筋之捌扱無之者御仕置之事

一 村役町役之類類を受賄賂ヲ
拾文已下鞭一拾文已上五敲十文
文毎二一重可申付事尤百廿文
已上徒老年半廿敲二而許可申事

但何人受け而も惣錢押合之半分三致し罪を定け事尤
老人受け分ハ半分不致事
〔二八三〕

△御定書ニ公事諸願其外請負事等ニ而賄賂差出け者□取持致け者但賄賂請け者其品相返於申出ハ賄賂差出け者并

取持致け者とも村役人二候ハ、役義取上ケ百姓二候ハ、過料可申付事と御座け得共夫二而ハ輕く奉存け間本文之通相定申け

〔宋書〕
〔四十六〕 不筋之財物を取け者御仕置之事 (八五)

右同
一 打擲ニ逢け者療治代之外ニ
十文已下戸一廿日十文已上戸
一 卅日廿文已上五敲十文毎二

錢をゆすり取け之類
〔宋書〕
度重く可申付尤百貳文已上卅敲十

里追放ニ而許可申事

但惣錢半分三致し罪を加け事前条同様之事尤與け者ハ
五等輕く可申付事
〔二八ウ〕

右同
町役村役ニ而諸年貢上納錢割合物定高之内
一 自分依怙鼻眞之者少く取立外者
右同

多取立埋合ニ致け類
但書前条同斷

△右ケ条寛政ニ座贓之刑ニ而差而頼合け事も無之通例只財ヲ
受け類ハ座贓之罪ニ可行事与御座け得共右躰之類為差御取
扱ニ相成け儀も無御座け間此度評義之上右之通相定申け

〔宋書〕
〔四十七〕 拾ひ物致し不訴出者御仕置之事 (八九)
一 拾物致し不訴出義於頭ハ
拾物取上過料老貳百文
〔下ケ札〕

〔御定書〕
拾物取ノ事
拾物ノ義訴出けハ三日晒主出けハ金子
ハ落主ト拾け者ハ半分ツ、為取可申け反物
ノルイニけハ、不殘主相返シ拾け者ハハ
落け者ヨリ相應ケ札為仕可申事
落け者ノ主不相知けハ、六ケ月見
合イヨ主無之ハ、拾、者へ不殘取
七可申事

〔四十八〕捨子之義ニ付御仕置之事

〔二二七〕

御定書 一 金子を添子を貰其子を捨ト者

引廻之上獄門

但切殺ル殺ニ於テハ引廻之上磔

〔二八才〕

捨子有之を内證ニ而隣町

當人所拂五軒組合過料

一 等江捨ト義於頭者

老ル八百文名主三六百文

但吟味之上名主五軒組合不存義於無紛ハ無構

〔朱書〕
〔四十九〕博奕御仕置之事

〔二二八〕

御定書寛政ノ御例斟酌
一 博奕打候者

過料三六百文

但其場之金錢ハ没収可致事尤其場ニ居合申ト者之

外同類有之共一々僉義ニ不及事

△御定書ニ家財家屋敷家藏差上程之過料家藏無之者

ハ五ル文或三文過料与御座ト安永ニ中之追放与御座ト

寛政ニ鞭三与御座ト得トも過料錢ニ仕トハ、御締ニ相成可申ト

問御定書ニ随ヒ右之通相定申ト

安永寛政ノ御例

本人同罪

〔二九才〕

一同宿致ト者

右ケ条御定書ニ博奕打筒取并宿遠嶋与御座ト然ハ御

定書之博奕打筒取并宿致ト者ハ大博奕故格別嚴重

被仰付ト義与奉存ト安永寛政之御例之通本人同罪ニ而可

然奉存ト

寛政ノ御例
一同五軒組合之者

過料三六百文

右ケ条御定書ニ身上ニ應シ過料与御座ト得共寛政之御

例之通本人相當之過料ニ而可然奉存ト

前々ノ御例斟酌
一同村役町役

村役過料町役戸ル之義凡例ニ有之

御定書寛政ノ御例
一 輕キ賭之宝引讀かるた打ト者

戸ル三十日

一同宿致ト者

過料老ル五百文

一同村役町役并五軒組合之者

叱り
〔三〇才〕

一 博奕再犯之者

一倍之過料

但再犯已上ニ至其処難差置者ハ時宜御沙汰之事

〔朱書〕
〔五十〕無宿者御片付之事

〔一三九〕

御定書斟酌
一無宿者有之節可相渡所縁無之者

引受人呼出可相渡

但親元親類無ト而在町九浦出生と申義慥ニ而悪事無之

候出生町出生村江相渡可申事尤村方ニ而難引取子細有之

分ハ乞食手江下ケト様

前々ノ御例
一 他領出生無宿者

手寄之御関口江送返可申事

〔朱書〕
〔五十一〕御裁許不受者御仕置之事

〔二四〇〕

御定書斟酌
一 御裁許不受者

十八敲所拂

右同
一 御裁許相済ト義を内證ニ而破ト者

右同断
〔三〇才〕

〔一四一〕

〔宋書〕
「五十二」 不縁之妻を理不尽ニ奪取_レ者御仕置之事

右同
「五十三」 養子不孝不埒有之差異_レ已後外之養子致 當人徒一年半

〔宋書〕
娘江嫁合_レ節先夫催荷擔人娘を奪取_レ者 荷擔人所拂

〔宋書〕
「五十三」 變死之者内證ニ而葬_レ寺院御仕置之事 〔一四二〕

右同
「一變死之者」を内證ニ而葬_レ寺院 五十日禁足

〔一四三〕

〔宋書〕
「五十四」 倒死并手負病人捨物等有之を不訴出者御仕置之事

右同
「倒死并捨物等有之を」 當人并地主家主共過料ニ_レ_レ文

〔宋書〕
「倒死并捨物等有之を」 五軒組合同老_レ文

〔宋書〕
「倒死并捨物等有之を」 町役村役同式_レ文

右同
但地主家主五軒組合於不存ハ無構在方同断 〔三三才〕

右同
「變死并手負_レ者」を隱置不訴出

前条同断

「此外病人等隣町江於送遣ハ」

〔九一〕

〔宋書〕
「五十五」上 以宿意主人或主人之親族古主を殺_レ者又ハ為手負_レ者御仕置之事

〔宋書〕
「主殺」 御定書安永寛政ノ御例 一日引廻ニ日肆鋸引之上 磔

〔宋書〕
「主殺」 御定書安永ノ御例 一主人ニ為手負_レ者 肆ノ上磔

△右ヶ条安永之御例ニ肆之上鋸引立札ニ不及磔与御座_レ寛政ニハ

肆不申御定書安永之通ニ御座_レ

一同切懸打かゝり_レ者并打擲致_レ者

獄門

△右ヶ条御定書ニハ死罪寛政ニハ弑逆之奉行_レハ磔打擲致_レハ獄門

与御座_レ然處主人ニ疵付_レハ肆之上磔古主切かゝり打かゝり_レ者

死罪ニ付右同様斟酌仕_レ得ハ此刑獄門ニ而可然奉存_レ 〔三三才〕

追加
一人を頼主人を殺_レ者 自身主人を殺_レ与同罪

安永ノ御例
一同被頼_レ者 獄門

御定書安永寛政ノ御例
「主殺_レ之者」自滅ニ於_レ而ハ 凡例ニ出之

右同
「主殺_レ之者」之倅 家屋敷取上家財欠所之上十里追放

但十五歳已下ニ_レハ、追放之義申渡身寄之者共ハ預置十五才ニ相成

候而追放可致事

△公儀御書付ニハ主殺親殺科人之子ハ伺之上御仕置可申付_レ親

類ハ構無之_レ得共所ハ預置惡事之企不存ニ決_レハ、可差許候

此外火罪磔_レ与に相成_レ者倅共構無之事与御座_レ安永ニハ主

殺親殺之者之子男子十五歳已下ハ鞭刑追放被仰渡身寄

江御預ケ十五歳ニ相成重キ鞭刑追放与御座_レ寛政ニハ主殺親殺之

妻子遠追放家屋敷家財闕所但別居之者ハ御用捨之事与

御座_レ然處御定書之内御仕置ニ成候者之倅五家願出_レハ

前書ニ申上_レ御書付之主殺親殺之子ハ伺之上御仕置可申付

事与申ケ条与引合仕得ハ主殺親殺科人之子之内忤老人

御仕置安永寛政ノ御例被仰付候事与奉存付間右之趣ニ随ヒ申付

一主人を怪我ニ而殺シ者右同御酌

斬罪

一同怪我ニ而疵付シ者御定書

徒老年半三十敲

一主人之親類を殺シ者御定書

獄門

但親類トハ服忌有之者并重キ縁類与時宜之御沙汰可有之事追加

一主人之親類手負セ候者右同御酌

斬罪

一同切かゝり打かゝりシ者右同

徒二年三十敲(三二ウ)

△右ケ条御定書ニ兼而巧候事ニ付ハ、死罪与御座付得共評議

之上ニ等軽く相定申付御定書 コロス

一古主を雑シ者右同御酌

肆之上 磔

△右ケ条安永ニハ當主人を殺シ与同罪ニ御座付寛政ニハ肆不申付右同御酌

一同為手負シ者右同御酌

獄門

△右ケ条安永ニ本主人を殺害いたシ付与同罪与御座付御定書ニ

引廻之上磔与御座付得とも評議之上獄門与相定申付

兼而巧シ事ニ有之付ハ、死罪(ウマ)

當座之事ニ有之付ハ、徒二年三十敲(ウマ)

△右ケ条御定書ニハ死罪与御座付得共前書同様評議之上同様ニ相定申付(三二ウ)

〔五十五下〕以宿意親或親族を殺シ者并手負セシ者御仕置之事安永寛政ノ御例

一親殺安永寛政ノ御例 一日引廻ニ日肆鋸引之上磔

△右ケ条御定書ニ引廻之上磔与御座付得共安永寛政之御例共主

殺之御例与同様ニ御座付間右之通相定申付御定安寛ノ御例酌

一親を為手負シ者御定安寛ノ御例酌 肆之上 磔

△右ケ条御定書ニ磔与御座付寛政ニ疵不申共謀殺行付得ハ磔

と御座付得共前条之主江手負セシ者与同様ニ付右之通相定申付御定寛ノ御例酌

一同切かゝり打かゝりシ者并打擲致シ者御定寛ノ御例酌 獄門

△右ケ条安永ニハ無御座付御定書ニ死罪寛政ニハ磔与御座付得共

評議之上獄門与相定申付御定安寛ノ御例酌

一親殺之者之忤御定安寛ノ御例酌 家屋敷取上ケ家財欠所之上十里追放

但十五才已下ニ付ハ、追放之義申渡身寄之者ハ預置十五才ニ相成

追放可為致事

△右親殺之者之忤御仕置之義委細主殺之者之忤御片

付方之品ニ而申上付通ニ御座付御定安寛ノ御例

一親殺之者自滅ニ放テハ御定安寛ノ御例 凡例出之(右マ)

一親を怪我ニ而殺シ者寛政ノ御例 斬罪 但怪我之證據慥ニ而殺シ者之親或兄弟ノ助命之願於

申出ハ時宜御沙汰之事

假令怪我ニ殺レ共断罪ノ苦
随テ但書削ケ様御用人

△怪我ニテ親を殺レ者之義与得沙汰仕レ処其者常之行跡不
宜ハ格別孝心之者ニモ右躰怪我有之間敷義ニモ無御座ケ様奉存レ
所右科ニ寄其子斬罪ニ相成ケ義ハ被殺レ者ノ本意ニモ有御座間
敷奉存レ間右之通定申レ

(三四才)

一親を怪我ニ而疵付候者

徒壹年半三十敲

安永ノ御例酌
寛政ノ御例
但親之願ニ寄御用捨之事

一子并孫を殺レ者ハ

徒壹年半三十敲

但偽を致錢を添貰レ養子を殺レハ、死罪

△右ケ条御差出ニ孫を殺レ刑無御座レ安永ニ子を殺レ者不及解死人
時宜御沙汰之事与御座レ尚又御定書ニ実子養子短慮ニ而風与殺
レハ、遠鳴親方之者利徳を以て殺レハ、死罪与御座レ得共実子ニ
御座レ得ハ子之為ニ親を下手人ニ仕レ義ハ相當不申義ニ奉存レ間ニ
ケ条ニ相定申レ

(宋書)
〔五十六〕
御定書斟酌 離別之妻江疵付レ者御仕置之事 (一〇二)

(三四才)

一離別之妻江疵付レ者

乞食手ニ下ケケ様

(宋書)
〔五十七〕 弓鉄炮ニ而人を殺レ者御仕置之事 (一〇三)

御定書寛政ノ御例
御定書
一弓鉄炮を放誤ニテ人を殺レ者 怪我ニテ人を殺レケ条と同断
一定たる矢場鉄炮場ニ而外ル不慮ニ人参カレリ若矢玉ニ當リたとへ
其人死レとも不及咎三十日遠慮可申付事

(宋書)
〔五十八〕
御定書斟酌 辻切致レ者御仕置之事 (一〇六)

一辻切致レ者

引廻之上獄門

△御定書ニ引廻之上死罪与御座レ得共重罪ニ付右之通相定申レ

(宋書)
〔五十九〕
御定書斟酌 僧侶人を殺レ節并疵付レ節御仕置之事 (一〇七)

一僧侶人を殺レ候科俗人ニ替無之

但寺持ハ一等重ク可申付事

(三五才)

(宋書)
〔六十〕
御定書 一邪曲を以て輕親類縁者人を殺レ義内濟ニ而取扱事濟レ者過
料二貫文但村役町役五軒組合過料右同断

△御定書ニ邪曲を以て親類縁者人を殺レを内濟ニ而取捌

事濟レ者過料与御座レ得共親類之分ハ互ニ相隠レハ人情ニ御
座レ處重キ親類之間ニ而相頭レ節御咎被仰付レ而ハ人情ニ相
反候ニ付寛政ニモ重キ親類之分惡事有之レ而相隠レ而も御咎

無之ケ条も出レ義ニ付此度沙汰之上此處輕キ親類縁者与相定申レ

(宋書)
〔六十一〕

一家焼失之節親焼レを捨置外江逃出レ者

死罪

〔一〇八〕

但祖父母伯叔母兄弟姉を焼死致させレ於テハ二十敲五里追放

△御定書ニ酒狂人御仕置并乱氣ニ而人を殺レ者之ケ条ニ酒狂ニ而

人を殺或ハ疵付ヘハ本性ニテ致レ者与御刑法同様尤被殺

侯主人親類等下手人御免之願申出レとも取上申間敷事与

御座レ乱氣ニ而人を殺レ者ハ下手人然共亂心之證據慥ニ

有之上被殺レ者之主人并親類等下手人御免之願申出レ

於テハ遂詮義可相成事但主殺親殺たりとも乱氣ニ於無

紛ハ死罪与御座レ左レ得ハ主殺親殺ニ無之レ而も乱心ニテ

人を殺レ分も活命ニ相成レ義文面睨与相分不申レ殊ニ酒狂

乱心之義ハ程考量も難相定且又虚実も分明相分不申

義ニ付人殺之者如何様之取巧ニ而酒狂乱心与偽レ義も可有

御座哉も難斗奉存レ縦令被殺レ者之主人親類ニ下手

人御免之願申出レ共義ニ於テ活命難被仰付筋之者ニ奉

存レ間平氣ニ而人を殺レ同罪ニ而可然奉存レ安永之御例も

平氣ニ而殺候と同罪与御座レ寛政ニ乱心者ハ痲疾同

様与御座レ得共酒狂之ケ条無御座義ハ人を殺又ハ疵付

侯類酒狂といへとも本罪人ニ輕く仕レ筋無御座レ故ニ可有御座
哉与奉存レ随而酒狂之ケ条相立不申レ乱心者之義も片輪者
之ケ条ニ差出申レ

(宋書)
〔六十二〕 訴訟御仕置之事

〔一一七〕

一諸願申出レ者一通吟味之上難成願ハ其趣申聞セ重而願出レ

ハ、咎可申付旨急与申付其上願出レハ、十五日戸ノ可申付事

但支配頭江願出無取上義ニ付戸ノ申付レ処達而箱訴并

御役人江訴訟ニ罷出レハ、奉行ニ而遂吟味彌於難立願ハ

卅日戸ノ可申付事尤願難相立筋を支配頭ニ而取押

置或ハ支配頭ニ而非道之取扱有之訴出レ類ハ可為格別事

一親子兄弟其外之親類ニ而も御咎御免之願ハ再應申出レとも

不及咎事

一惣而願之義筋違ニ申出レハ其筋之支配頭江願出レ様ニ申付レ上

再應申出レハ、其筋江遂對談難立願ニ而無取上部ハ其筋

之支配頭ニ而相應之咎可申付事

但難立願奉行支配頭ニ而無取上旨申渡レ処同役江右之趣ニ

於申出レ寺院ハ押込町人百姓ハ戸ノ又ハ過料可申付事

一親類縁者之由ニ而訴訟差出レ節當人難願出訳も無レハ、當人

江為願可申旨申渡取上申間敷事

右同附酌
一難立願度々箱訴致御免被

弘前住居之者ハ 弘前拂

寛政ノ御例
一仰付々処又々右之儀訴状入々者

在方九浦之者 弘前御構

一無名之訴状投文致々者

十八敲所拂

但訴訟之趣取上沙汰致申間敷事

〔朱書〕
〔六十三〕 蜜通御仕置之事

〔一一三三〕

右同附酌
一主人之娘と蜜通致々者

男女共獄門
男ハ廿四敲五里追放
女ハ叱之上親元へ相渡

御定書
一同蜜通之手引致々者

所拂

右同
一養母養娘并姪と蜜通致々者

男女共獄門

右同
一姉妹伯母姪と蜜通致々者

男女共乞食手江下ケ侯様

寛政ノ御例
一夫無之女と致不義々者

男女共十敲

△右ケ条御定書ニ夫無之女と蜜通致誘引致々者ハ女ハ親元江返

男ハ手鎖と御座付テ外ニ夫無之女致不義々刑無座付間寛政之

通ニテ可然奉存付 (三二七ウ)

御定書
一縁談極々娘と致不義々男并娘共切殺付親

見届付段於無粉ハ
無拂

右同附酌
一縁談極々娘と致不義々男

十八敲所拂

但女ハ髪を剃親元へ相渡

右同
一夫有之女得心無之ニ押而不義致々者

獄門 斷罪ニテ可察

但大勢ニテ不義致々ハ、頭取獄門同類三十敲十里追放

御定寛ノ御例附酌
一夫無之女へ得心無之ニ押而不義致々者 三十敲十里追放

右同
一幼女立不義致怪我致サセ々者 徒一年半三十敲

△右ケ条御定書ニ遠嶋寛政ニ鞭三十ト御座付

御定書附酌
夫有之女江艶書度々取替付得共 男女ハ五里追放不及敲

一蜜會不致義於無粉ハ 所拂 (三八ウ)

右同
一離別状を不遣後妻を呼々者

但利欲之筋を以之義ニ付ハ、家財取上之上町拂組拂

右同
一離別状を不取他へ嫁々者 髪を剃親元へ返

但右之取持致々者過料壹貫五百文

右同
一離別状無之女他江縁付付親元 過料三貫文

〔朱書〕
〔六十四〕 御留場ニテ鳥殺生致々者御仕置之事 (一一三三)

御定書附酌
一御留場ニテ鳥殺生致々者 過料壹貫八百文 村役戸ノ五日

〔朱書〕
〔六十五〕 於御停止場鉄炮打々者御仕置之事 (一一三三)

右同
一於御停止場鉄炮打候者 五敲

〔朱書〕
〔六十六〕 徒刑之者再犯御仕置之事 (一一三七)

一徒刑之者死罪上之悪事致ニ於テハ 死罪 (三八ウ)

一徒刑之者死罪上之悪事致ニ於テハ 死罪 (三八ウ)

一徒刑之者死罪上之悪事致ニ於テハ 死罪 (三八ウ)

一徒刑之者死罪上之悪事致ニ於テハ 死罪 (三八ウ)

追加
一 同徒刑を犯す者 於其場三十敲徒之年限を増苦使為致す事

〔采書〕
〔六十七〕 御仕置仕形之事 (一四五)

御定書
一 鋸引 一日引廻両之肩江刀目を入竹鋸江血を付側ニ立寄二日

右同斟酌
肆挽可申と申者有之時為挽候事

取上御仕置場ニ於テ磔可申事尤科書捨札建之

三日之内乞食番ニ附置 但科ニヨリ引廻又不及引廻

〔上辺書入〕
〔御例ナシ〕
腰胎ノ女磔ニ相當ハ、
磔不被行獄門ニ可致

右同
一 獄門 於取上御仕置場獄門ニ懸而引廻捨札番人右同断

右同
一 火刑 右同断

但物取ニ無之火附不及捨札火を付ハ居村居町引廻ノ上火
取上御仕置場ニ於テ斬 罪可申付

於窄前首を刎死骸取捨 附下手人同断之事

肆場所之義追テ伺出ヲ以可申上ハ御用懸 (三九才)

取上ケ御仕置場ニ於テ三十敲被行銅鉛山江差遣年

限之苦使為致す事尤年限之通苦使相濟ハ旨銅鉛

山懸役ヲ申出ハ處ニ而伺之上下山可申付事

但其者ニ寄下山之節弘前徘徊并居村居町大場等徘徊御構可被仰付者ハ苦使相濟ハ旨断申出ハ節右之趣

但入墨之跡愈候而出穿
御定書并前々ノ御例
一二重御仕置

右同
一 追放 懸役ニテ申渡之上下山被仰付ハ義其度ニ相伺可申事
三里ヨリ十里迄

追放ノ義是
迄御構場所ノ
通被仰付ハ様
御用人
金木 御所河原 但平井噴 油川 浪岡 藤崎 (三九才)

但在九浦之者追放ハ勿論所拂之者共弘前御構可被仰付事

前々ノ御例
一 弘前拂 弘前惣町拂

右同
一 所拂 在方ハ居村拂町ハ居町拂

右同
一 組拂 其沓組御構

御定書
一 追院 住居寺へ不罷帰申渡ハ所ニ直ニ構遣

右同
一 退院 住居之寺を可退旨申渡之

右同
一 宗構 其宗旨を構

寛政ノ御例
一 派構 其一派を構同宗ニテ毛外之派ニ成候ハ無構

右同
一 敵 五敲ヨリ三十敲迄

右同
一 戸 五日ヨリ三十日迄

右同
一 過料 六百文ヨリ四十二貫文迄 (四〇才)

但盜和ノ過料者伐木之高ニ應シ過料可申付事

右同
一 入墨 於牢屋

一 敵之上 所拂 徒刑 役義取上 過料
二 同 追放 過料之上 戸

御定書斟酌
一 盲人御仕置 片輪者を以沙汰可致事

右同
一 座當御仕置 座當へ科之次第申聞座當之法可申付旨申渡

右同
一 乞食手下 乞食頭へ相渡

一 乞食御仕置 乞食頭へ相渡仕置可致旨申渡

〔四〇七〕

六十八

〔貼紙〕
一 入相書ヲ以御郡内御尋ニ可成者ノ事〇御定書并前々之御例斟酌ニ

〇上へ對シ重キ謀計〇上ノ御道具盜トトキ者〇人殺〇但人殺ニ紛シキ出

奔者〇御兇義出奔ノ者〇窄破〇追加〇人ヲ勾引キ者〇馬盜

御定書ニ主殺〇親殺〇関所破〇公義へ對シテノ謀計〇

同人相書ヲ以テ御尋ニナリキ者存テ隠ラキ召使等ニ致キ者獄門

乍存請ニ立キ者獄門〇不存乍主人請人氏過料

〔二一七〕

六十九 重科人死骸塩詰ノ

御定書寛政安永ノ御例斟酌

〇上へ對シ重キ謀計〇主殺〇親殺〇右ノ分死カイ塩詰ノ

上御仕置可申付ヲ外ハ塩詰不及事〇安永律親殺自滅ニ

〔二一八〕

於テハ死カイシホ潰ノ上磔〇安永寛政律共上へ對シ重キ
謀計ノケ条ナシ

七十

〔貼紙〕
一 拷問可申付者ノ

御定書斟酌ニ

人殺〇火附〇盜賊〇謀書謀判〇但御

定書ニハ関所破入

右ノ分惡事致キ證據ニハハ不致

白状者并同ルイノ内白状致、ハハ當

人白状不致者ノ

〇兇義ノ内不決外ニ惡事分明ニ相知

レ其科ニテ死罪ニ可被行者ノ事

〇右ノ外拷問申付可然品モ有之ハ

ハ、評議ノ上可申付事

〇黨ヲ組法ヲ犯シ頭取兇義等ニ相成キ節

白状不致ルイタトハ後ハ對決ニ成リ

言語セマリ逃辭窮キ者ノ類

〔二一六〕

〔裏表紙 四一才〕

資料

この『御刑法帳』は、弘前市立弘前図書館所蔵の岩見文庫に収められている本の一冊である(G四〇二一)。同館の『目録』によれば、

御刑法帳 G K三三二・五一二四〇
写 一冊 半紙

註：文化の刑律の抄か
と記す(横書・洋数字)⁽⁴⁴⁾。

本書は、縦二三・六、横一七・〇センチメートルで、袋綴の表紙一丁と墨付四十三丁から成り、右端をこよりで上下二カ所綴じつけている。

オモテ表紙は本文と同紙で、左端に墨で「御刑法帳」としるす。右肩にラベルが二枚貼りつけられている。一枚は「岩見文庫／五九裁判書／一八(郷)」と記し、他の一枚は「横書き・洋数字」。この表紙の裏には、朱書で「此書ヶ条省略有之、其段ハ寛政律に書入置候間、見者参合して可論」と記す。

目録二丁、本文は墨付四十二丁である。

目録第一丁表の右下隅に、朱長方印「宮館蔵」が捺されている。目録には朱書で一連番号および当初書き漏した表題六条が追加されている。目録に見える六十八から七

十までは、本文では末尾の張紙に記されている。したがって本文がしたためられた後に条文番号が付されて、目録が作成され、さらに点検で発見された番号漏れの条文に追加番号が付され、目録に補記されたのであろう。

最後に、目録で墨書番号の六十八から七十までは、本文末尾の張紙にあり、目録には番号・表題ともに記された。本文は、文化律の内「悪党者訴人之事」から末尾の「御仕置仕形之事」までを収める。朱書は各表題に付された一連番号と〇、一部の連結記号「(」のみである。細字による書入れが随所にめだつ。四〇丁裏の六七条までが本来の体裁で記されている。そして、末尾のウラ表紙を兼ねた本文四一丁表に貼られた上下二枚の紙に、細字で六十八・六十九と七十が補われている。全文が同筆のようである。

念のために、これまで用いてきた一連番号で、本書に収められている条文の対応関係を示しておく。

本書 一〇〇十〇九、四二〇四六、四九〇五一、

一一

十一〇廿〇三二、二九〇三二、一八〇一九、

三三〇三七

- 廿一　　三十…三八、四一、五三、五五、
 五八・五九、六一
 - 三十一　四十…六四、六六、六八、七二、
 七四、七七
 - 四十二　五十…七八・七九、八一、八五、八九、
 一二七・一二八、一三九
 - 五十一　六十…一四〇、一四三、九一・九二、
 一〇二・一〇三、一〇六・
 一〇七・一〇八
 - 六十一　七十…(二〇八)、一一七、一二三、
 一三二・一三三、一三七、
 一四五、二七・二八・二六
- となる。編集過程での細グループが見分けられるが、本書がいかなる段階のものかは今後の検討課題としたい。上の作業で検出できない条文は、以下の通りである。
- 一　　八、一〇、一七、二〇、二三、二五、三三、四七・
 四八、五一、五六・五七、六〇・六一、六三、六七、
 七三、八〇、八六、八八、九〇、九三、一〇一、
 一〇四・一〇五、一〇九、一一六、一一八、一二二、
 一二四、一二六、一二九、一三一、一三四、一三六、

一三八、一四四の七一条である。寛政律に対応する条文が多いが、必ずしも正確に対応するとはいえない⁽⁴⁵⁾。

また表紙ウラの記載にみえる本書に直接関わる『寛政律』については、すでに紹介した『寛政律』(その四)がこれに当たる⁽⁴⁶⁾。同書には、やはり「宮館蔵」印が捺されており、各所にみえる細字による書入れには文化律に関わる記載が多く、同筆とみられるからである。また朱書による一連番号が施されているのも同様である。

うら表紙は反古の文面を内にして袋綴している。それには次の文がみられる。

一筆致啓上、私儀、当四月
 朔日親隠居願之通被仰付、
 家督無相違被下置、御留居守^(ママ)
 式番組被仰付、且又去ル朔日、学
 問所数年来実貞出精相勤ト
 付、御馬廻格是迄之通相勤ト
 様被仰付、重々難有仕合奉存ト、
 右御吹聴為可被上之、如斯御座ト、
 恐惶謹言

九月六日

この書翰の筆者および名宛人は不明であるが、案文でなければ、本書の製作者もしくは関係者に宛てられた文書であろう。

資 つぎに条文作成に関係する資料名を拾い上げてみよう。

御定 ……八「五〇」、九「五一」

御定書…一「九」、二「四二」、三「四三」、四「四四」、

六「四六」、十二「一」、十一「二二」、十二「二九」、

十三「三〇」、十四「一八」、廿五「五三」、廿六「五四」、

廿七「五五」、廿八「五八」、廿九「五九」、卅「六三」、

卅一「六四」、卅二「六五」、卅三「六六」、卅五「六九」、

卅九「七六」、四十二「八二」、四十三「八二」、四十五

「八四」、四十七「八九」、四十八「二七」、四十九

「二二八」、五十五ノ上「九二」、五十五ノ下「九二」、

五十七「一〇三」、五十八「一〇六」、五十九「一〇七」、

六十「一〇八」、六十二「一〇八」、六十二「一七」、

六十三「一二三」、六十七「一四五」、六十八「二七」、

七十二「二六」

御定書斟酌…二「四二」、四「四四」、五「四五」、

七「四九」、八「五〇」、十四「一八」、十五「一九」、

十七「三四」、十八「三五」、廿八「五八」、廿九

「五九」、卅三「六六」、卅九「七五」、四十一「七七」、

四十二「七九」、四十二「八二」、四十三「八二」、五十

「三九」、五十一「四〇」、五十二「四二」、五十三

「四二」、五十四「四三」、五十六「〇二」、五十八

「〇六」、六十二「一七」、六十三「二三」、六十四

「三三」、六十五「三三」、六十七「四五」、七十

「二六」

寛政之御例…十四「一八」、卅二「六五」、卅七「七二」

寛政ノ御例…十九「三六」、廿六「五四」、廿七「五五」、

廿九「五九」、卅「六二」、卅「六三」、卅二「六五」、

卅三「六六」、卅七「七二」、卅八「七四」、四十一「七八」、

四十九「二八」、五十五ノ下「九二」、六十二「一七」、

六十三「二三」、六十七「四五」

寛政ノ御例斟酌…十六「三三」、十七「三四」、廿五「五三」、

廿七「五五」、卅七「七二」、六十三「二三」

寛政之御例斟酌…四十四「八三」、(四十五「八四」)、

四十六「八五」

寛政斟酌ノ例…十七「三四」

寛政ノ趣…十七「三四」

寛政 ……廿七「五五」、廿九「五九」、卅七「七二」、

卅九〔七六〕、四十二〔八一〕、四十六〔八五〕、

四十九〔二二八〕、五十五ノ下〔九二〕、

六十一〔一〇八〕

寛 …… 廿七〔五五〕

安永ノ御例：廿六〔五四〕、廿七〔五五〕、卅七〔七二〕、

五十五ノ上〔九一〕、五十五ノ下〔九二〕

安永ノ御例斟酌：卅六〔七〇〕、五十五ノ下〔九二〕

安永ノ御例：六十一〔一〇八〕

安永 …… 廿六〔五四〕、廿七〔五五〕、卅二〔六五〕、

卅七〔七二〕、四十九〔二二八〕、五十五ノ上〔九二〕、

五十五ノ下〔九二〕

安永律：六十九〔二八〕

安永寛政律：六十九〔二八〕

安永寛政ノ御例斟酌：卅六〔七〇〕、卅八〔七四〕、

卅九〔七六〕、五十五ノ上〔九二〕

安永寛政ノ御例：四十九〔二二八〕、五十五ノ上〔九〕

安永寛政之御例：五十五ノ下〔九二〕

追加 …… 十七〔三四〕、廿〔三七〕、廿一〔三八〕、

廿二〔三九〕、廿三〔四〇〕、廿四〔四一〕、卅六〔七〇〕、

卅七〔七二〕、卅八〔七四〕、卅九〔七五〕、五十五ノ上

〔九二〕、六十六〔一三七〕

御定書安永寛政ノ御例斟酌：廿六〔五四〕、廿九〔五九〕、

五十五ノ上〔九二〕

御定書寛政安永ノ御例斟酌：六十九〔二八〕

御定安寛ノ御例斟酌：五十五ノ下〔九二〕

御定書安永寛政ノ御例：卅五〔六九〕、五十五ノ上〔九二〕

御定安寛ノ御例：五十五ノ下〔九二〕

御定書安永ノ御例斟酌：廿九〔五九〕

御定書安永ノ御例：五十五ノ上〔九二〕

御定書寛政ノ御例斟酌：廿九〔五九〕、四十九〔二二八〕

御定寛ノ御例斟酌：五十五ノ下〔九二〕、六十二〔一七〕、

六十三〔一三三〕

御定書寛政ノ御例：五十七〔一〇三〕

御定書并前々ノ御例：六十七〔一四五〕

御定書并前々之御例斟酌：六十八〔二七〕

安永四年 公儀へ御問合ノ斟酌：卅九〔七六〕

前々方御例斟酌：四十九〔二二八〕

前々方之御例：五十一〔三九〕

前々方御例：六十七〔一四五〕

前々御触出：二〔四二〕

料

資

御例斟酌：廿九〔五九〕

公儀御書付：五十五ノ上〔九一〕

公 …… 十七〔三四〕、廿九〔五九〕、卅三〔六六〕

享和年中類例：卅六〔七〇〕

享和三癸亥年十一月・文化二乙丑年十月御触直：二四二〔二〕

文化元子年御定：卅五〔六九〕

文化元子ノ年被仰付：卅七〔七二〕

新律御例：十二〔一九〕

四奉行：十七〔三四〕、卅七〔七二〕

御用人：廿六〔五四〕、五十五ノ下〔九二〕、六十七〔一四五〕

御詫意：十七〔三四〕

愚案 …… 廿二〔三九〕、廿三〔四〇〕

多くは、これまでの諸本に見られたものだが、「公」とか、「新律御例」、「愚案」など初めて現れる表現もあり、他本との異質性を思わせる。

そこで、これまで紹介した写本に見られない書き入れの所在等を紹介しておく。文化律のうち『刑法』を甲本、『御刑法牒』（その一）を乙本、『御刑法牒』（その二）を丙本として表示する。本文の異同は、あらためて検討することとして、順次、典型的な事例を紹介しよう。

1 二〔四二〕では、「祠堂金 書入金 立替金…」とあるが、他の三本（甲本・乙本・丙本）では、「一借米金 錢 祠堂金 官金 書入金 立替金…」と続く。

2 四〔四四〕の書き入れ「公 三十兩…」は三本には無く、本書独自に見られる。甲本には下ケ札、乙本には付札として「手鎖」に関するメモが付せられているが、本書には無い。

3 七〔四九〕の「公 名主…」は三本には無い。

4 八〔五〇〕の「御定當人…」は三本には無い。

5 九〔五一〕の「御定年寄…」は三本には無い。

6 十二〔二九〕の「此条穿鑿スヘシ」は三本には無い。

7 十四〔一八〕の「△御定書…」は、甲本には無いが、乙本・丙本には有る。

8 十五〔一九〕の「譬へハ…」は、三本には無い。

9 十六〔三三〕の「作徳米ト…」は、三本には無い。

また他本には、さらに「隠田畑所持之者有之節…」とする項目が見られるが、本書にはこれを欠く。

10 十七〔三四〕の「公年期明…」「假令ハ…」「公二江戸…」「公二質地…」「田方ヲ…」「廿五俵…」「引當ト…」「公年期明キ…」は、いずれも三本には無い。

- 「年季明キ六月…」は甲本・乙本には無いが、丙本には点羽として少し後の位置に見られる。
- 「強欲ノ…」公 内濟…「公二質地…」寛政ノ趣…は、三本には無い。
- 「コノケ条…」は、甲本には下ケ札、乙本には付札、丙本には点羽として、いずれも有る。
- 「寛政鞭三…」は三本には無い。
- 11 十八「三五」の「タトヘハ…」は、三本には無い。
- 12 十九「三六」の「隠田畑ハ…」は、三本には無い。
- 13 廿「三七」の「私曰…」は、三本には無い。
- 14 廿二「三九」の「愚案…」は、三本には無い。
- 15 廿三「四〇」の「愚案…」は、三本には無い。
- 16 廿四「四一」では、甲本には下ケ札があるが、他本にはない。
- 17 廿五「五三」の「右ケ条…」は、甲本には無い。乙本には別に付札もある。
- 18 廿六「五四」の「安永ノ…」御家中…は三本には無い。「右ケ条安永二…」は、甲本には無い。
- 「御関所…」は、甲本には無いが、乙本には付札、丙本には御用人点羽として、いずれも有る。

- 「右ケ条御定書…」は、甲本には無い。
- なお他本には末尾に「一 悪事無之出奔之後立帰り候者」の項目がある。
- 19 廿七「五五」の「△隠津之刑…」「隠津出二百俵」「△右五軒組合…」△右ケ条…「安永ノ…」は、甲本には無い。
- 他に、乙本には付ケ札が二点見られる。
- 20 廿八「五八」の「△右ケ条…」は、甲本には無い。
- 他に、乙本には張紙・下ケ札・付ケ札が各一点ある。
- 21 廿九「五九」の第一項と第二項の間に、他本では「一 凡て盜賊之類不殘入墨可致事」があり、乙本には付ケ札・下ケ札がある。
- 「△右ケ条…」は、甲本には無い。
- 第四項と第五項の間に、他本では「一 人家江忍入候盜賊…」がある。
- 第五項には、乙本に付ケ札がある。
- 「御二家内へ…」「安二 土藏…」「コノ段…」「御二死罪…」は、三本には無い。
- 「右ケ条安永…」は、甲本には無い。
- 「御二 追落…」「コノケ条…」「常ノ盜賊…」は、三本

には無い。

「△盜賊ノ刑…」は、甲本には無い。

本文「一 五貫文已下 五敲 一 五貫文已上十敲」は、他本とさまさま異なる所である。

「公二…」は、三本には無い。

22 卅二六五の「右両ケ条…」は、甲本には無い。

23 卅三六六の「△右ケ条御定書二盜物…」は、甲本には無い。乙本に付箋がある。

「公ノ但書二…」は、三本には無い。

「△右ケ条御定書二家財…」は、甲本には無い。乙本に張紙等がある。

24 卅五二六九の「△右ケ条御定書二死罪…」は、甲本

には無い。乙本の本条には付箋が多い。

25 卅六七〇は、乙本では「鞭」を朱で「敲」に改めている。他にも見られるので、以下省略する。

26 卅九七五は、乙本には付箋が多い。

末尾に、三本では「一人を勾引候二付其者江疵附候者」が加わる。

27 卅九七六の冒頭に、三本では「一 奉行諸役人之判を似せ造諸渡物等盜取候者」の項が加わる。

「△寛政二八…」は、甲本には無い。

27 四十二七八の「△右ケ条安永二…」は、甲本には無い。

28 四十二八二の「△右ケ条寛政二…」は、甲本には無い。

29 四十五八四の「御定書二…」は、甲本には無い。

30 四十六八五の「△右ケ条寛政二…」は、甲本には無い。この条、乙本には付箋二点がある。

31 四十七八九の「御定書二…」は、三本には無い。

32 四十九一二八の「△右御定書二…」は、甲本には無い。

「右ケ条御定書二博奕…」は、甲本には無い。

「右ケ条御定書二身上…」は、甲本には無い。

33 五十五ノ上九二の「△右ケ条安永…」△右ケ条御定書…「△公儀御書付二八…」△右ケ条御定書二兼而て…「△右ケ条安永二八…」△右ケ条安永二本主人…

「△右ケ条御定書二八死罪…」は、甲本には無い。

34 五十五ノ下九二の「△右ケ条御定書二引廻…」△右ケ条御定書二磔…「△右ケ条安永二八…」右親殺…

「△怪我二テ…」△右ケ条御定書二孫を…は、甲本には無い。

「假令怪我…」は、甲本には無く、乙本・丙本はやや表現が変わる。

- 35 五十七「一〇三」の第一項下段の冒頭には、三本では「吟味の上あやまち二無紛并怪我ノ親類存念相尋候之上」が加わる。他にもこの類は多いので、以下省略する。
- 36 五十八「一〇六」の「△御定書…」は、甲本には無い。
- 37 六十二「〇八」の冒頭に、三本では四項目がある。しかも乙本では、本項は付箋で補われている。
- 「△御定書…」は、甲本には無い。
- 38 六十二「一〇八」の前に、三本では前条との間に四項目が入る。「△御定書…」は、甲本には無い。
- 39 六十三「一二三」の冒頭に、三本では十二項目がある。「△右ヶ条御定書二夫無…」、「△右ヶ条御定書二遠島…」は、甲本には無い。
- 40 六十六「一三七」は末尾に、三本では「追加 一同右 以下罪ヲ犯シ候者」の項が加わる。
- 41 六十七「一四五」の「御例ナシ…」は、三本には無い。乙本には付箋がある。
- 「一 火刑 右同断」は、三本では「一 火罪 引廻之上取上御仕置場ニおゐて火罪可申付捨札番人右 同断」とある。
- 「一 肆 肆場所之義追テ伺出ヲ以可申上候 ○御用

懸」は、甲本では下ヶ札に、乙本には無い。

「追放ノ義…」は、三本には無い。別に甲本に下ヶ札、乙本に付箋・下ヶ札がある。

「一 敲 五敲ヨリ三十敲迄は乙本と同じだが、甲本は「一 鞭刑 三鞭ヨリ三十鞭迄」、丙本は「一 鞭刑 三敲ヨリ三十敲迄」とある。

「一 入墨」には、甲本に下ヶ札がある。

最後の六十八以下は、他と体裁を異にする。上段の張り紙の、

42 六十八「二七」の「御定書二主殺」以下は、三本に無い。

43 六十九「二八」の「安永律」以下は、三本には無い。

下段の張紙の、

44 七十二「二六」の「但御定書二八関所破入」「黨ヲ組法ヲ犯シ」以下は、三本には無い。

本文の厳密な校訂は他日を期すことにして、顕著な異同は以上の通りである。

ここからも、本書は単なる文化律の抄本ではなくて、文化律の編集過程にかかわる可能性を多分に有するもの

資料
であり、既紹介の諸本の中では、乙本に親近性を有する
ることが明らかになったであろう。

資

(44) 弘前市立弘前図書館『岩見文庫郷土資料総目録』(昭和五七年)、
八一頁。

(45) 前号解題参照。

(46) 本稿(六)『大阪経済法科大学法学論集』第十四号(一九八六年)所
収。

(47) 宮館蔵印については未詳である。